

総合事業 Q&A

令和4年10月

種別	No.	質問	回答
共通	1	月額包括報酬のサービス利用者が、月途中で入院した場合、当該月の報酬は日割り計算となるか。	利用者との契約を解除しない場合は月額包括報酬となる。契約を解除した場合は、契約解除日を終了日として日割りで算定する。契約を解除するかどうかは、利用者と事業者の合意による。
	2	月額包括報酬のサービス利用者が、介護度の変更がなく月途中でサービスの利用回数を変更した場合（1回→2回、2回→1回）の算定方法はどのようなか。	適切なケアマネジメントを行ったうえ、月途中で利用回数を変更をした場合、日割り計算は行わず、翌月から算定する報酬の見直しを行う。
	3	第1号被保険者が、月の途中で新たに生活保護の受給者になった場合の月額包括報酬のサービス費の算定方法はどのようなか。	日割り計算となる。 （請求明細書の記載方法） サービスコード → 日割りのサービスコード 回数 → 月初から月末までの日数 公費回数 → 生保開始日から月末までの日数
	4	月額包括報酬のサービス利用者が同一月に短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合は日割り計算となるか。	短期入所を利用した日数を差し引いた日数で日割り計算をする。
	5	緩和型の通所・訪問サービスについては、ケアマネジャーへの報告書を省略してもいいか。	緩和型サービスについても従来通り報告書は提出すること。様式を簡略化することは可能。
訪問	6	生活支援訪問型サービスの初回加算の算定要件は何か。	訪問介護相当サービスの初回加算の要件と同様である。初回の訪問、又は初回の訪問をした月に、サービス提供責任者が訪問した場合、若しくは他の訪問介護員に同行した場合に、その月に算定可。なお同行時は、利用者の状況を確認した上であれば、途中で現場を離れることも可能。
	7	生活支援訪問型サービスの初回加算は、訪問介護相当サービスから移行した場合も算定可能か。	訪問介護相当サービスからは算定不可。訪問介護からは算定可。
	8	独居で視力障害の要支援1の方がヘルパー週2回利用中（買い物、掃除）（調理は自分でやる。配食サービス利用。）週2回買物して欲しいというができないか。	令和4年4月から要支援1のヘルパー利用は週1回。買物は宅配を利用するなど工夫をすすめる。週1回ヘルパー利用の内容を優先順位を考え検討のこと。
	9	独居、がん、人工肛門で要支援2、ADL自立、現行ヘルパー週2回利用していたが入院、退院後本人が「自信がないので」と週3回のヘルパーを希望しているがどうか。	ケアマネジャーの判断で週3回の現行ヘルパー利用可。病状から介護度の変化を予測し、「自信がつくまで」の期間を設けるか、区分変更する必要があるかなど判断する。
	10	独居82歳男性、視力障害、脳梗塞後遺症片麻痺、這って移動。要支援2、入浴は工夫して自立。週3回現行ヘルパー買い物、掃除などで利用。ガス、電気調理器なし、危険なため湯沸かしのみとなっている。配食サービス1回1日を計画したが金銭的に困難。ヘルパーが安い食品や総菜を買ってきてやりくりしている。配食サービスや宅配は困難なため現行ヘルパー3回利用はどうか。	ケアマネジャーの判断で週3回の現行ヘルパー利用可。

	11	独居94歳男性、要支援2、週3回現行ヘルパー入浴、調理、掃除などで利用。家族が週1回訪問し支援。入浴を一人で入るようになったので緩和ヘルパーにし見直そうと提案した。納得されたが、状態が悪化。区変検討し様子見ることとした。週3回現行ヘルパー継続してもいいか。	ケアマネジャーの判断で週3回の現行ヘルパー利用可。
	12	障害者でヘルパーを週3回利用していたが、65歳になって介護認定要支援1になり、ヘルパーが週1回となり困っているがなんとかならないか。	区分変更により要支援2以上ならば、週3回利用可能。現状としてはケアマネジャーの判断でヘルパー1回の内容を精査して優先順位を考えて利用のこと。ほかのサービスで対応できないか検討のこと。
通所	13	新規申請で要支援1の認定、緩和通所サービスを利用予定だったが、本人の希望でどうしても近所の現行通所サービスを利用したいという場合どうしたらいいか。	利用は可能。新規の要支援認定者は原則、緩和通所サービスとサロンなどの地域資源の併用を勧めていく。ケアマネジャーの判断で今後悪化が予想される場合は、現行通所サービスの利用が望ましい場合もある。
	14	元気アップリハビリ教室利用中、入院し中断。教室を2か月間利用したが、退院後再開するときは、3カ月目からの利用となるのか。	目安として中断後半年以上たっている場合や状態が変化しているときは、初回からの利用が適切と考える。ケアマネジャーの判断による。
	15	元気アップリハビリ教室について、通所が中断している利用者について、断ってもいいか。	中断している利用者を在籍のままにするかどうかは事業所判断による。通所が中断した利用者は原則再開時から残りの通所回数と期間の利用が可能。
	16	元気アップリハビリ教室の初回訪問を実施したあと、本人から「コロナの感染が心配」ということで通所開始が延期になった場合、再開の期限があるか。通所回数、通所期間はどうしたらいいか。	再開可能な期限はおおむね6か月。原則、状態に変化なければ、再開時から残りの通所回数と期間の利用が可能。ケガや、家族の病気や不幸などの理由で中断し、状態が変化している場合は、再開時から残りの回数ではなく、通所24回6か月の利用可能。訪問はケアマネジャーの判断で必要に応じて再度実施可能。
	17	元気アップリハビリ教室終了し、ころばん教室へ移行する予定だったが、ころばん教室がコロナ緊急事態宣言で休止中の場合はどうしたらいいか。	本人・事業所の同意があれば、ケアマネジャーの判断で、ころばん教室が再開するまで、元気アップリハビリ教室を6か月を超えて継続することは可能。コロナ禍は柔軟な対応をお願いしたい。
	18	元気アップリハビリ教室を中断している方が再開するとき、状態が変わっている場合は再度訪問してもいいか。	本人の状態が変化していて自宅での状況をアセスメントする必要があると判断した場合は、訪問を再度実施。この場合訪問は計3回となる。
	19	元気アップリハビリ教室訪問1回通所10回利用し、本人の状態が悪化したため、区分変更申請した。要介護認定が出ると利用ができないか。要介護認定が出てからの訪問はできないか。	対象は事業対象者と要支援であり利用不可。区分変更申請の目的を確認のこと。
	20	元気アップリハビリ教室を事業対象者として、訪問1回、通所2回利用、本人の状態から介護申請をすすめたら、1次判定要介護となったが、もう利用できないか。	対象は事業対象者と要支援のため要介護は利用不可。確定するまでは利用可能。

ケアマネジメント	21	ケアマネジメントCについて、途中でプランを変更した場合、再度ケアマネジメントCを算定できるか。(例:ころばん教室利用中にかむかむ訪問を追加した)	ケアマネジメントを適切に行っていれば算定してよい。ただし初回加算は算定できない。
	22	月途中で要支援から要介護になったが、その月に居宅介護支援事業所との契約がなく、要介護に変更後サービスの利用もしていない場合、セルフプランになるか。	セルフプランでなく、地域包括支援センターが給付管理を行い請求する。
	23	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合は、介護予防支援費は請求できるか。介護予防ケアマネジメント費はどうか。	モニタリング等、必要な介護予防支援業務を行っていれば請求できる。ケアマネジメント費も同様である。
元気加算	24	一般介護予防サービス等につなげられなかった場合は算定可能か。	一般介護予防サービス利用が原則だが、未利用でも自立とみなせば、算定は可能。
	25	一旦サービスが満了した場合は算定していいか。	利用期間に関係なく、算定可能。 (同一利用者を複数回算定する場合は聞き取りを行う)
	26	事業対象者は対象となるか。	対象となる。
	27	利用者が利用を拒否等し、サービス満了となり、月遅れ請求となった場合は算定可能か。	加算のみでの請求はできない、取り下げ再請求をする。
	28	要介護状態の悪化、入院・死亡した場合は算定できるのか。	算定不可。
	29	本人のやる気がなくなった場合のサービス満了は算定可能か。	自立とみなさないため、算定不可。
	30	月途中でサービス満了した場合、算定していいか。	算定可能。
	31	介護予防通所リハビリテーションへつながった場合は、元気加算は算定できるか。	算定不可。
	32	算定届出書を簡略化として下段の『サービス対象者のサービス満了に向け、貴事業所ではどのように取り組みを行いましたか。』の内容について、評価表の添付で対応できないか。	緩和サービス事業所が評価するため評価表は不可。 (疑義が生じた場合、評価表提出あり。)
	33	算定翌月に一般介護予防サービス事業を利用するも本人が合わないとのことから行き場所がなくなり、再度、緩和型サービスを利用せざるを得ない場合等に至った際は、一度、取り下げをし、再請求を行うことになるのか	再度、緩和型を利用するに至った期間が2か月以内となる場合は、取下げ再請求をする。(例:1月末で満了、3/31再び緩和型サービスを利用した場合)

	34	算定する側の事業所の確認書類は、何が必要か。	事業所が「元気加算の算定届出書」に記入し、担当の地域包括支援センターに確認を受ける。
	35	「元気加算の算定届出書」の流れは。	緩和型通所介護事業所が必要事項を記載→地域包括支援センターの確認→長寿課（地域支援事業担当）へ提出 【当該利用月の月末までに提出、翌月10日までに国保連へ送信】
	36	通所介護相当サービスの利用者は適用になる場合はないのか。	通所介護相当サービスの利用者は算定不可。
	37	元気加算の算定要件は。	緩和型サービス利用が満了し、地域の通いの場等に、継続的（週1回以上で2か月間が目安）に参加し、介護度が悪化していないこと。
そのほか	38	かむかむ訪問は要介護の認定がでると使えないのか。	かむかむ訪問の対象は要支援・事業対象者であるため要介護は利用できない。介護申請中や区分変更の手続き中などの場合は利用可能。
	39	要支援で主治医が必要性を認めた上でプランに位置付けている場合でも、訪問リハと通所リハは併用不可なのか。	不可ではないが必要性を精査する必要がある。訪問リハの対象は「通所が困難である」又は「家屋状況と家屋内のADLの確認と指導が必要である」場合となる。訪問リハや通所リハの目的を確認し、要支援個別訪問アセスメントや元気アップリハビリ教室の利用を優先すると、併用の必要はない。また過去に、医療で訪問リハを受けている場合もあり、確認し情報をとることも必要。